

公安委員会 説明資料No. 1	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部 改正について	令和6年5月30日 警 務 部
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">議題事項</div> 災害警備等の業務の特殊性、国家公務員との均衡を考慮し、警察職員の特殊勤務手当の支給額の改定を行うため、所要の改正を行う。		
<p>1 改正理由 大規模な災害が多発している昨今、警察職員は、常に被害の大きい被災地域の最前線での活動を強いられている。 混乱している現地での災害警備活動は非常に困難で危険性も高く、更に夜間に行う場合は昼間と比較して一層の危険性を有し、より強い精神的緊張・肉体的労苦を強いることとなるため。</p> <p>2 改正内容 (1) 支給に係る「引き続き2日以上従事」の要件を一部緩和し、支給対象を拡大する。 (2) 大規模な災害に係る業務に従事した場合とその他の場合とに区分し、当該区分ごとに支給額を定める。 (基礎額 840 円 → 基礎額 1,080 円) (3) 一部の業務について夜間に従事した場合と昼間に従事した場合とに区分し、当該区分ごとに支給額を定める。 (夜間は 50/100 を加算)</p> <p>3 改正案 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）のとおり</p> <p>4 施行日等 公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。 所要の経過措置を定める。</p> <p>5 今後の予定 6月県議会定例会に上程予定</p>		

公安委員会 説明資料No. 2	令和5年度香川県警察教養実施計画に基づく教養 の実施結果について	令和6年5月30日 警 務 部
--------------------	-------------------------------------	--------------------

報告事項

令和5年度香川県警察教養実施計画に基づく各種教養の実施結果を報告する。

1 学校教養

		教養区分（課程等）	卒業（修了）者	
基本 課 程	採用 時 養	初任科（93期短期・長期）	52人	
		初任補修科（92期長期、93期短期）	55人	
		一般職員初任科	14人	
	昇任 時 養	警 部 補	3人	
		巡 査 部 長	4人	
		係 長	3人	
		主 任	3人	
	部門別 任用 時 養	生 活 安 全	10人	
		刑 事	15人	
		交 通	12人	
		警 備	6人	
			計	177人
			専科（計20専科）	232人
		総 合 計	409人	

2 職場教養

(1) 巡回教養及び実務研修

ア 警察学校等での集合教養に加え、自主学習ツール「eラーニング」、Web会議システム等を活用した効率的かつ効果的な教養の推進

イ 職務執行能力の向上に資する教養・訓練の推進

(ア) 実戦的総合訓練（149回、延べ2,570人（前年度134回、延べ2,023人））

(イ) 技能指導官等による教養（448回、延べ6,057人（前年度406回、延べ3,565人））

(ウ) 青年警察官フォローアップ講座（6講座、延べ282人（前年度6講座、延べ296人））

(エ) 実戦的捜査書類作成能力試験（14人（前年度17人））

(2) 通訳官等に対する研修

ア 通訳実務研修（6言語36人（前年度7言語32人））

イ 海外語学研修（韓国 1人 3/5～3/28）

(3) その他の研修（若手一般職員対象）

ア 採用1年目研修（2日間、13人）2・3年目研修（2日間、計18人）
（前年度：採用1年目・2年目研修 計19人）

イ 県人事・行革課主催の人材育成センター研修（計26人）

3 術科訓練等

(1) 県下大会の開催（柔道・剣道、逮捕術、拳銃射撃競技及び駅伝）

(2) 精強な執行力を確保するための術科訓練の推進

区 分	令和5年度	令和4年度
柔 道 ・ 剣 道	延べ9,382人	延べ8,570人
逮 捕 術	延べ10,332人	延べ8,273人
拳銃使用判断訓練	延べ2,535人	延べ2,707人
交番等勤務員に対する総合対処法訓練	25交番・15駐在所 74人	22交番・65駐在所 117人

公安委員会 説明資料 No. 3	国家賠償等請求控訴事件の発生について	令和6年5月30日 警務部
報告事項		
香川県等を被告とする国家賠償法等に基づく損害賠償請求事件について、原告側が請求棄却を不服として控訴したので、関係所属と連携して応訴することとする。		
<p>1 控訴年月日 令和6年3月22日（送達受理日 同年5月7日）</p> <p>2 控訴人 A女</p> <p>3 被控訴人 香川県（代表者 香川県知事 池田豊人） B病院</p> <p>4 控訴の趣旨 控訴人は、令和元年11月5日に香川県警察が行った保護と称する精神病院への医療保護入院措置により、自由を拘束し人権を侵害され精神的苦痛を被ったとして国家賠償請求等の訴訟を提起したものであるが、第一審においてその請求が棄却されたため、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 原判決の取消し・ 香川県及びB病院に対し、それぞれ300万円の損害賠償金の支払い・ 第一審、第二審の訴訟費用の負担 <p>との判決及び仮執行の宣言を求めて控訴したものの</p> <p>5 応訴方針 訴訟代理人を選任するとともに指定代理人を指名し、関係所属と連携して組織的に対応する。</p> <p>6 参考事項（第一審関係）</p> <p>(1) 提訴年月日 令和3年3月15日</p> <p>(2) 判決年月日 令和6年3月12日（高松地方裁判所）</p> <p>(3) 主文</p> <ul style="list-style-type: none">・ 原告の請求を棄却する。・ 訴訟費用は、原告の負担とする。		

報告事項

県内において急激に拡大しているSNS型投資・ロマンス詐欺被害を防止していくため、金融機関、証券会社及び関係機関・団体（以下「企業等」という。）が集まり、県警察と共同で被害防止に向けた宣言を実施するなど、今後の連携強化を図る。

1 目的

投資、預金、保険等の金融商品やサービスを行う企業等が協力することにより、県内で急激に拡大しているSNS型投資・ロマンス詐欺被害を未然に防止していくとともに、県民が安心して各種取引ができる健全な社会を形成していく。

2 開催日時

令和6年6月28日（金）午後2時00分から午後2時30分までの間

3 開催場所

香川県警察本部6階 大会議室

4 参加企業等

- (1) 株式会社百十四銀行
- (2) 株式会社香川銀行
- (3) 高松信用金庫
- (4) 香川県農業協同組合
- (5) 香川県信用組合
- (6) 香川証券株式会社
- (7) 野村證券株式会社高松支店
- (8) 一般社団法人生命保険協会香川県協会
- (9) 公益財団法人香川県防犯協会連合会
- (10) 香川県警察

5 「SNS型投資・ロマンス詐欺」被害防止に向けた共同宣言

- (1) 企業等代表者あいさつ
- (2) 本部長あいさつ
- (3) 「SNS型投資・ロマンス詐欺」被害防止広報啓発用動画の視聴
- (4) 共同宣言（写真撮影）

6 「SNS型投資・ロマンス詐欺」被害防止広報啓発動画

- (1) 仕様
SNS型投資詐欺編及びSNS型ロマンス詐欺（投資名目）編
各 ショート版（15秒）、ロング版（30秒）
- (2) 動画掲載先
 - SNS（Instagram、YouTube）への広告掲載
 - 企業等及び県警のHP、県公式YouTubeチャンネル等への掲載
 - 街頭デジタルサイネージにおける放映
- (3) 参考事項
企業等の協賛を得て作成したもの